



支出負担行為

要割印

御船町

¥520,857,000

文書記号番号		平成	20	年度	九企	第	87	号
接受	平成 20 年 12 月 16 日	分類番号	0301		保存期間	5年		
登録	平成 20 年 12 月 16 日	決裁委任根拠						
起案	平成 20 年 12 月 17 日	記事						
決裁	平成 20 年 12 月 18 日							
施行	平成 20 年 12 月 18 日							
完結	平成 年 月 日							
照合済	会計課		原課		文書管理担当者 (総務部総務課)		文書管理担当者	
件名	平成20年度地域バイオマス利活用交付金の交付決定の通知について							
	(平成19年度繰越予算)							
局長								
國弘次長								
総務部長								
総務部次長	会計課長							
整備部長								
渡邊部次長								
事業管理調整官	設計課長							
	地域整備課長							
企画調整室長	調整官							
伺　　い								
このことについて、御船町長から別添のとおり平成20年度地域バイオマス利活用交付金の交付申請があり、内容審査の結果妥当と認められるので、別紙案により交付								
起案者	小　野	課係等	企画調整室 環境政策調整係 (4124)					

支 出 決 定 発 議 書

部 (課) 名		企画調整室			
業 務 種 別	年 度	支出決定 区 分	発議係 コード	債主名・コード	
460	20	03	01	御船町	00227331
金 額 (円)			内 訳 種別	略科目コード	分任官コード
200,000,000 (円)			件数	041246	
整 理 番 号		外貨名・コード	外貨額	発議年月日	
210364				H20.12.18	

支 出 決 定 区 分	01 通常
	02 前金払
	03 概算払
	11 通常 (分任負担官契約支出官払)
	12 前金払 (分任負担官契約支出官払)
	13 概算払 (分任負担官契約支出官払)

部 分 払 区 分
1 部分払1回目の支出決定
2 部分払2回目以降の支出決定

内 訳 種 別	空白 内訳なし
	1 科目内訳
	2 債主内訳

支 弁 科 目	(会計) 一般会計
	(組織) 農林水産本省
	(項) バイオマス利用等対策費
	(目) バイオマス利用対策整備交付金
	(細分) 地域バイオマス利活用整備交付金

備 考	平成20年度地域バイオマス利活用交付金	概算払
		確認者
	21.1.26	入力者

部課等	企画調整室	予算 照合	
-----	-------	----------	--

× 付 査 定 表

平成20年度 交付先 御船町
 支出科目 (組織) 農林水産本省

(項) バイオマス利用等対策費 (目) バイオマス利用対策整備交付金(目の細分) 地域バイオマス利活用整備交付金

九州農政局企画調整室

区 分	交 付 金 の 決 定					前 金 また は 概 算 払			備 考
	間 接 交 付 金 事 業 に 要 す る 経 費 円	交 付 金 事 業 に 要 す る 経 費 円	交 付 対 象 経 費 円	交 付 率 ま た は 額	交 付 決 定 額 円	既 交 付 額 円	今 回 交 付 額 ま た は 戻 入 額 円	未 交 付 額 円	
バイオマス利用対策整備交付金 地域バイオマス利活用整備交付金 事業費		520,857,000	1,041,714,000	1/2	520,857,000	0	200,000,000	320,857,000	該当なし
計		520,857,000	1,041,714,000	1/2	520,857,000	0	200,000,000	320,857,000	該当なし

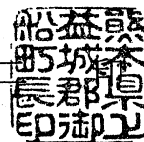


平成20年度地域バイオマス利活用交付金の概算払請求書

御企第770号
平成21年1月14日

九州農政局長 殿

熊本県上益城郡御船町大字御船995-1
熊本県御船町
町長 山本 孝



平成20年12月18日付け20九企第87号で交付決定通知のあったこの事業について、下記により金200,000,000円を概算払によって交付されたく請求する。

記

別紙様式1のとおり

20九企第87号





九州農政局長

平成20年度地域バイオマス利活用交付金の交付決定の通知について
(平成19年度繰越予算)

平成20年12月15日付け御企第725号をもって申請のあった平成20年度地域バイオマス利活用交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付金交付の対象となる事業(以下、「事業」という。)は、平成20年12月15日付け御企第725号で申請(以下「申請書」という。)のあった地域バイオマス利活用交付金事業とし、その内容は申請書の事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合における事業に要する経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

バイオマス利用対策整備交付金

地域バイオマス利活用整備交付金

事業に要する経費	金	520,857,000	円
交付金の額	金	520,857,000	円

- 3 事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は、申請書の経費配分及び事業計画の概要のとおりとする。
- 4 交付金の確定額は、次の各号により算出した額の合計額とする。
 - (1) 事業にあっては、事業に要した配分経費ごとの実支出額にバイオマス利用対策交付金等交付要綱(平成20年4月1日付け19農振第2036号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)別表に定められている交付率を乗じて得た額と配分経費に対応する交付金の額(変更された場合は変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。
 - (2) 地域バイオマス利活用交付金実施要綱(平成19年3月30日付け18環第275号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別表の事業実施主体等欄に掲げる事業主体のうち県以外の事業実施主体(以下「市町村等」という。)の事業にあっては、事業に要した配分経費ごとの実支出額と、これに対応する事業に要した実支出額に交付要綱別表に定められている交付率を乗じて得た額と、配分経費に対応する交付金の額(変更された場合は変更された額とする。)との最も低い額の合計額とする。

5 県及び実施要綱第4の(4)、(5)、(7)又は(8)の規定により県を経由せず直接実施等の手続きを行った市町村(以下「県等」という。)は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令18号)、交付要綱、実施要綱及び地域バイオマス利活用交付金実施要領(平成19年3月30付け18環第276号大臣官房環境政策課長、生産局長及び農村振興局長連名通知。以下「実施要領」という。)に従わなければならない。

6 県等は、概算払により市町村等の事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく市町村等に交付しなければならない。

7 県等は、市町村等が事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を十分に把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。

8 交付金交付の条件は前記7までに定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 県等は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業実施主体について、次の条件に従わなければならない。

ア 県等は、実績報告(適正化法第14条の規定による報告をいう。以下同じ。)を行うに当たって、上記の事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

イ 県等は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式1号により速やかに九州農政局長に報告するとともに、九州農政局長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(2) 県等は、本事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない

なお、交付要綱第13に定める財産及び適正化法施行令第13条に定める財産その他の財産については、農林水産大臣が別に定める期間内において九州農政局長の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を国に納付させることがある。

(3) 県等は、交付金の交付に際しては、市町村等に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア この交付金に係る法令、要綱、要領に従うべきこと。

イ アの条件又は県等の附した条件に違反した場合には交付金の全部又は一部を返還させることがあること。

ウ 市町村等は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業実施主体について、次の条件に従わなければならないこと。

(ア) 市町村等は、交付金事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(イ) 市町村等は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合

シには、その金額（実績報告において前記（ア）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式2号により速やかに県等に報告するとともに、県等の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

エ この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、市町村等の事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。

ただし、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、様式3号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならないこと。

オ 市町村等は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。

カ 前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、県等の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、交付金事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつその内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、県等の承認を受けたものとする。

キ 市町村等が前号により県等の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県等に納付させることがあること。

(4) 県等は、前記(3)のカにより承認をしようとする場合は、あらかじめ九州農政局長の承認を受けてから承認を与えなければならない。

なお、前記(3)のカただし書きの場合にあっては、九州農政局長の承認を受けたものとする。

(5) 県等は、前記(3)のイの(イ)及びキにより市町村等からその収入の一部に相当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を国に納付しなければならない。

(6) 県等は、市町村等の交付金事業について、市町村等から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

平成〇〇年度地域バイオマス利活用交付金仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

九州農政局長 殿

県知事 氏 名 印
又は
市町村長 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金交付決定の通知があった事業について、バイオマス利用対策交付金等交付要綱第12の3により下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|-------|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金〇〇〇円 |
| 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 4 交付金返還相当額 (3-2) | 金〇〇〇円 |

(注) 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式2号

平成〇〇年度地域バイオマス利活用交付金仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金交付決定の通知があった事業について、バイオマス利用対策交付金等交付要綱により下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|-------|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金〇〇〇円 |
| 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 4 交付金返還相当額(3-2) | 金〇〇〇円 |

(注) 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること

様式3号

財 産 管 理 台 帳

施設管理主体名：(住所)

(名称)

事業実施主体名 (住所)

(名称)

農林水産省所管 交付金名		地域バイオマス利活用交付金		地区名		事業実施年度		年度 ~ 年度					
事業の内容				工 期		経 費 の 区 分			処分制限期間		処分の内容		適用
事業種類	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業 費	経 費 内 訳		耐用年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の内容	
							交付金 交付額	その他 (自己負担)					
						円	円	円					

(記載要領)

1. 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2. 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3. 摘要欄には、譲渡、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名所又は交付金返還額を記入すること。
4. この様式より難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む様式をもって財産管理台帳に代えることができる。
5. 複数年にわたって施行する施設については、完成した年度で記載するものとする。

支出負担行為発議書



部(課)名		企画調整室						
業務種別	年度	負担区分	発議係コード	内 訳		関連番号	略科目コード	局 課
				種別	件数			
460	20	02	01				041246	23
金額(円)				債主名・コード				
520,857,000				御船町 00227331				
摘 要								
平成20年度地域バイオマス利活用交付金(平成19年度繰越予算)								
工事名・コード				箇所名・コード				
				001				
整理番号	発議年月日	課税対象表示						
0202844 210364	H20.12.18							



負 担 区 分	01 通常
	02 部分払
	03 支出負担行為変更増
	04 支出負担行為変更減

内 訳 種 別	空白	内訳なし
	1	科目内訳
	2	債主内訳

課 税 対 象 表 示	1 課税仕入れ
	2 課税仕入れ以外
	3 1・2両方含む
	4 課税売り上げに係る対価の返還

支 弁 科 目	(会計)	一般会計
	(組織)	農林水産本省
	(項)	バイオマス利用等対策費
	(目)	バイオマス利用対策整備交付金
	(細分)	地域バイオマス利活用整備交付金

備 考	平成20年度地域バイオマス利活用交付金(平成19年度繰越予算)
	確認者  入力者 

部課等	企画調整室	予算照合	 
-----	-------	------	---

支出負担行為決議書

次の支出負担行為としてよい。	代行機関		確認者
支出負担行為担当官 次の支出負担行為を確認する。	代行機関		入力者
官署支出官			

整理番号	発議年月日	確認予定年月日	年度	負担官区分
0210364	20.12.18	20.12.18	20	00

所管	13	農林水産省
会計	00000	一般会計
部局等	010	農林水産本省
項	350	バイオマス利用等対策費
目	168071	バイオマス利用対策整備交付金
目の細分		
細分		地域バイオマス利活用整備交付金
金額		520,857,000円
債	氏名 又は 名称	000227331 ミナカキカケイリヤ カタヒロシ
		御船町会計管理者 成田 洋
主	住所	熊本県上益城郡御船町御船995-1
負担区分	02	部分払

摘 要	*平成20年度地域バイオマス利活用交付金(平成19年度繰越予算)
-----	----------------------------------

局 課	23	熊本県
工 事		
仕訳区分		
勘定科目(借方)		
勘定科目(貸方)		
予算事項	001	バイオマス利用等対策に必要な経費
主要経費別分類	95	その他の事項経費

発議係 コード	内 訳		関連番号	略科目 コード	課税対象 表示
	種別	件数			
01				041246	
電文通番	00252				

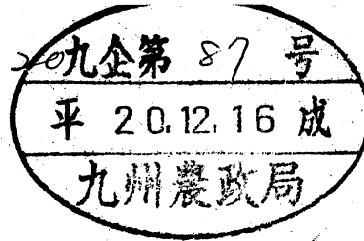
付 査 定 表

平成20年度 交付先 御船町
 支出科目 (組織) 農林水産本省

(項) バイオマス利用等対策費 (目) バイオマス利用対策整備交付金(目の細分) 地域バイオマス利活用整備交付金

九州農政局企画調整室

区 分	交 付 金 の 決 定					前 金 ま た は 概 算 払			備 考
	間 接 交 付 金 事 業 に 要 する 経 費	交 付 金 事 業 に 要 する 経 費	交 付 対 象 経 費	交 付 率 ま た は 額	交 付 決 定 額	既 交 付 額	今 回 交 付 額 ま た は 戻 入 額	未 交 付 額	
	円	円	円		円	円	円	円	
バイオマス利用対策整備交付金 地域バイオマス利活用整備交付金 事業費		520,857,000	1,041,714,000	1/2	520,857,000				該当なし
計		520,857,000	1,041,714,000	1/2	520,857,000				該当なし



別記様式第 1 号 (第 6 関係)

平成 20 年度地域バイオマス利活用交付金交付申請書

御 企 第 7 2 5 号
平成 20 年 12 月 15 日

九州農政局長 殿

熊本県上益城郡御船町御船995-1

熊本県御船町

町長 山 本 孝



平成 20 年度において下記のとおり事業を実施したいので、バイオマス利用対策交付金等交付要綱第 6 により 520,857,000 円の交付を申請する。

記

1. 事業の目的 「地域モデルの実証」

本町は、県内でも有数の竹林面積を誇り、かつては、たけのこの生産や割り箸製造など竹を利用した産業が盛んであったため、整備の行き届いた竹林がほとんどであったが、海外の安価な製品の大量輸入に押され、竹産業が衰退したことや竹林管理者の高齢化も進み、現在は未整備放置竹林が拡大し、竹林の荒廃や人工林への侵入による育林が阻害され、森林の保水力の低下などによる自然災害のリスク上昇が懸念されている。

こうした状況に対して、地域に豊富にある竹資源を有効活用し、里山の再生と中山間地域の活性化を図るため、「御船町バイオマスタウン構想」の具体化として事業を実施するもの。

2. 収支予算書 (別紙第 1 のとおり)

3. 事業の内容、経費の配分及び事業計画の概要等 (別紙第 2 のとおり)

4. 事業の完了予定 平成 21 年 3 月 31 日

5. 添付書類
- 1 御船町補助金交付規則及び御船町財務規則
 - 2 御船竹資源開発(株)定款、登記簿謄本の写し



別紙第1

収 支 予 算 書

区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	交付率	都道府 県 費	市町村費	その他	備 考
	円	円	%	円	円	円	
1 地域バイオマス利活用推進交付金							
2 地域バイオマス利活用整備交付金							
(1) 事業費	1,041,714,000	520,857,000	50.0	0	0	520,857,000	
(2) 都道府県附帯事務費							
(3) 市町村等附帯事務費							
3 牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金							
(1) 事業費							
(2) 都道府県附帯事務費							
(3) 市町村等附帯事務費							
合 計	1,041,714,000	520,857,000	50.0	0	0	520,857,000	

経費の配分及び事業計画の概要

市町村名	地区名	目的	事業実施計画の概要						前年度まで		本年度						前年度までの累計		平成(円)計		確定額(事業実施期間の最終年度のみ記載)					備考	
			事業実施期間	事業内容等	事業実施主体	全体事業費		交付率	交付限度額	事業費	交付金	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	本年度進捗率	事業費	交付金	事業費	交付金	確定全体事業費	交付率	交付限度額(A)	交付金の総額(B)		精算を要する額(A-B)
						円	%																				
御船町	御船地区	地域	H20~H21	竹資源を活用したバイオマス(燃料・資材・竹粉炭・竹炭)の生産及びバイオマスボイラーによるエネルギー交換事業	御船町	2,089,430,000	50.0	1,044,715,000	0	0	1,041,714,000	520,857,000	0	0	0	50.0	1,041,714,000	520,857,000	1,047,716,000	523,858,000						該当無し 11月27日交付決定前着工届提出 11月28日着工	
20年度採択地区計 うち地域提案メニュー計						2,089,430,000	50.0	1,044,715,000	0	0	1,041,714,000	520,857,000	0	0	0	50.0	1,041,714,000	520,857,000	1,047,716,000	523,858,000							
附帯事務費						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
合 計						2,089,430,000	50.0	1,044,715,000	0	0	1,041,714,000	520,857,000	0	0	0	50.0	1,041,714,000	520,857,000	1,047,716,000	523,858,000							

【作成上の注意事項】

1. 本表は実施地区、認定年度ごとに計を附して作成すること。(継続地区(地域バイオマス実施要綱第9の規定により従前の例により取り扱う事業)についても当該様式に含め、同様に処理すること。)
2. 目的の欄は、地域モデルの実証については「地域」、新技術等の実証については「新技術」、家畜排せつ物利用施設の整備については「家畜」と記載すること。
3. 事業実施計画の概要欄のうち事業実施主体欄以外は、地域バイオマス実施要綱第2の別添1の「事業メニュー」に基づき、適切に処理すること。
4. 事業実施主体の欄には具体的な固有名称を記入すること。
5. 確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載することとし、事業の最終年度における総交付額、確定事業費及び確定交付額等を記入すること。
6. 備考欄については次により記入すること。
 - ①事業種目ごと、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「減額した額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 - ②交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容(金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が記載されている書類を添付すること。
7. 附帯事務費は、附帯事務費の欄に一括して計上すること。

事業費構成

		数量	単価	金額	H20施工対象	H21施工対象
竹林管理・収集運搬用設備						
チッピング	チッパーシュレッダ	3	10,000,000	30,000,000	0	30,000,000
研磨	チッパーシュレッダ用	3	450,000	1,350,000	0	1,350,000
玉切	自動両端切断機	3	13,200,000	39,600,000	0	39,600,000
大割 12	突板用自動分割機	3	37,000,000	111,000,000	0	111,000,000
大割 6	竹綿用自動分割機	3	8,338,000	25,014,000	0	25,014,000
集塵	専用集塵機	3	1,779,000	5,337,000	0	5,337,000
圧縮送風	エアークンプレッサ	3	1,000,000	3,000,000	0	3,000,000
搬送	専用通い箱	90	165,000	14,850,000	0	14,850,000
運搬	フォークリフト	3	2,000,000	6,000,000	0	6,000,000
運搬	2t車	3	3,000,000	9,000,000	0	9,000,000
計				245,151,000	0	245,151,000
突板生産設備						
前切削	2面プレーナ	2	11,340,000	22,680,000	22,680,000	
前切削	5軸プレーナ	2	18,000,000	36,000,000	36,000,000	
乾留	乾留装置	1	24,850,000	24,850,000	24,850,000	
整形	竹切断上下2軸鉋盤	2	16,326,000	32,652,000	32,652,000	
糊付	糊付け機	1	5,940,000	5,940,000	5,940,000	
糊付	投入機	1	9,000,000	9,000,000	9,000,000	
糊付	前取機	1	9,000,000	9,000,000	9,000,000	
糊付	自動トラバーザ	1	12,000,000	12,000,000	12,000,000	
集成	縦型多圧盤プレス	4	11,976,000	47,904,000	47,904,000	
出荷前工程	ブロック用プレス	1	950,000	950,000	950,000	
梱包	梱包機	1	930,000	930,000	930,000	
煮沸	煮沸槽	1	2,816,000	2,816,000	2,816,000	
突板	スライサ	1	43,450,000	43,450,000	43,450,000	
割り返し	送り装置付きバンドソー	1	9,500,000	9,500,000	0	9,500,000
回収	溶剤回収装置	1	1,300,000	1,300,000	1,300,000	
保全	研磨機	1	9,000,000	9,000,000	9,000,000	
攪拌	糊混合装置	1	10,000,000	10,000,000	10,000,000	
廃棄	汚水分離装置	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
切断	クロスカットソー	1	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
研磨	ワイドベルトサンダー	1	5,380,000	5,380,000	5,380,000	
乾燥	蒸気式乾燥機	1	22,660,000	22,660,000	22,660,000	
計				317,562,000	308,062,000	9,500,000
竹綿生産設備						
表皮	ローラープレス切削装置	1	35,000,000	35,000,000	0	35,000,000
チッピング	チッパーシュレッダ	1	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000
蒸煮装置	蒸煮装置	1	50,850,000	50,850,000	50,850,000	
搬送装置	搬送装置	1	19,250,000	19,250,000	19,250,000	
竹綿加工	竹綿加工システム	2	90,250,000	180,500,000	126,350,000	54,150,000
竹シート	竹綿シート製造システム	1	223,100,000	223,100,000	156,170,000	66,930,000
竹シート	付帯設備(竹ストックタンク、分離機、圧縮梱包機、コンプレッサー、電解水生成装置)	1	101,820,000	101,820,000	71,274,000	30,546,000
竹シート	予備部品(ブレードシリンダー、タンクかき出しシリンダー、コンベヤーベルト、カッター刃、フィルター)	1	16,760,000	16,760,000	0	16,760,000
乾燥粉碎	微粉碎気流乾燥機	1	40,719,000	40,719,000	40,719,000	
計				677,999,000	464,613,000	213,386,000
ユーティリティ設備						
圧縮送風	エアークンプレッサ	1	4,268,000	4,268,000	0	4,268,000
集塵	専用集塵機	1	30,000,000	30,000,000	0	30,000,000
貯蔵	冷蔵コンテナ	1	3,300,000	3,300,000	0	3,300,000
計				37,568,000	0	37,568,000
前処理設備						
運搬	ミニホイローダ	1	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000
運搬	フォークリフト	4	2,000,000	8,000,000	0	8,000,000
運搬	エコトレイ	10	165,000	1,650,000	0	1,650,000
計				11,150,000	0	11,150,000
バイオマスボイラ設備						
蒸気製造	バイオマス焚き蒸気ボイラ	1	139,500,000	139,500,000	30,500,000	109,000,000
蒸気製造	ボイラ給水設備	1	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0
蒸気製造	バックアップ灯油焚きボイラ	1	8,000,000	8,000,000	8,000,000	0
蒸気回収	スチームアキュムレーター	1	41,000,000	41,000,000	0	41,000,000
廃棄物貯蔵	焼却灰貯蔵設備	1	10,000,000	10,000,000	5,500,000	4,500,000
計				200,000,000	45,500,000	154,500,000
竹マテリアル工場						
建屋	マテリアル、エネルギー、管理			550,000,000	223,539,000	326,461,000
集積場	改造費			50,000,000	0	50,000,000
計				600,000,000	223,539,000	376,461,000
合計				2,089,430,000	1,041,714,000	1,047,716,000